

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和4年6月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイシン矢本店

東松島市赤井新川前28番6号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アイリスプラザ 代表取締役 大山 晃弘

仙台市青葉区中央二丁目1番7号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 78台

(変更後) 35台

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 12台

(変更後) 5台

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 80㎡

(変更後) 93㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所

(変更後) 1箇所

4 変更の年月日

令和5年2月4日

5 届出年月日

令和4年6月3日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報センター及び東松島市役所

7 縦覧期間

令和4年6月21日から令和4年10月21日まで（ただし，閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。